

プロジェクト リース

項目 リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱いの改正案

I. 本資料の目的

1. 本資料は、現在審議中のリース会計基準等の改正が、日本公認会計士協会が公表している、業種別監査委員会報告第 19 号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（以下、「業種別委員会報告第 19 号」という。）に与える影響を検討し、日本公認会計士協会に対して提案する改正案を検討することを目的としている。
2. 業種別委員会報告第 19 号は、日本公認会計士協会の所管であるため、改正案が固まり次第、日本公認会計士協会へ当該改正案をもって改正を提案することを想定している。

II. これまでの経緯**(基準諮問会議からのテーマ提言)**

3. 第 421 回企業会計基準委員会（2019 年 11 月 29 日開催）において、審議事項(2)-5 参考 2 のとおり、基準諮問会議から企業会計基準委員会に対して、業種別委員会報告第 19 号における割賦販売取引の取扱いについて、新規テーマとして提言された。

(第 437 回企業会計基準委員会及び第 93 回リース会計専門委員会における分析)

4. 提言を受けて、審議事項(2)-5 参考 1 のとおり、第 437 回企業会計基準委員会（2020 年 7 月 13 日開催）及び第 93 回リース会計専門委員会（2020 年 6 月 29 日開催）において次の分析を行った。

24. 現状、リース業における割賦販売取引については、「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い（業種別監査委員会報告第 19 号）」によって規定されており、当該委員会報告では、リース業における割賦販売取引（延払条件付譲渡を含む）を販売者としての利益部分と金利部分の両方を含むタイプ（「販売型割賦」）と金利のみを含むタイプ（「金融型割賦」）の二つのタイプに分別のうえ、以下のとおり会計処理を定めている。

		原則処理	例外として認められる処理
販売型割賦	販売者としての利益部分	・販売基準により利益を一括損益計上	・企業会計原則注解（6）によって、「割賦販売」が認められていることから、

		<ul style="list-style-type: none"> ・販売時に現在価値により割賦債権及び割賦売上高を一括計上、同時に売上原価を計上する 	<p>「販売型割賦」の会計処理について、販売者の利益部分に割賦基準を適用している場合は、同注解に照らして監査上妥当なものとして扱う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同利益部分に重要性がない場合は金融型割賦とみなして金利部分に含めて会計処理できる
	金利部分	<ul style="list-style-type: none"> ・重要性がある場合は償却原価法が適用され、利息法を適用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計処理の変更にあたってはシステム対応等の事務処理体制の整備等に相当の時間が必要と考えられることから、当面、採用していた会計処理を継続しても監査上妥当なものとして扱う ・重要性がない場合は定額法で処理できる
金融型割賦	金利部分のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付取引等の金融取引と同様の処理を適用する ・割賦回収額を元本部分と金利部分に区分計算して、前者は割賦債権の回収額として処理し、後者は金利収益として売上計上する ・利息法により計上する ・割賦債権と繰延割賦未実現利益、割賦売上高と割賦販売現価を相殺して、元本相当額を割賦債権に、金利相当額を売上高に計上する 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計処理の変更にあたってはシステム対応等の事務処理体制の整備等に相当の時間が必要と考えられることから、当面、採用してした会計処理を継続しても監査上妥当なものとして扱う ・割賦債権と繰延割賦未実現利益を両建計上し、割賦売上高と割賦販売現価を両建て計上する

25. 割賦販売基準が廃止されたことに伴い、リース業における割賦販売取引の会計処理に関して以下の取扱いの確認が求められている。

(1) 販売者としての利益部分の会計処理に割賦基準を適用すること

(2) 金利部分の会計処理に定額法を適用すること

(3) 割賦債権と繰延割賦未実現利益を両建計上し、割賦売上高と割賦販売現価を両建て計上すること

(分析)

26. リース業における販売型割賦取引については、製造業等が行う割賦販売取引と類似の性質を有することが多いと考えられる。その場合、収益認識会計基準を適用するときは、販売時に割賦売上高と割賦原価を認識したうえで、販売益を認識することとなる。
27. 他方、リース業における金融型割賦取引については、その金融取引的性質を強調する場合、金融取引としての会計処理を行うことになるものと考えられる。
28. 収益認識会計基準等との関係を踏まえると、上記の会計処理を議論の出発点とすることが考えられる。この会計処理を採用することに関するご意見及びこの会計処理を採用した場合実態を反映しなくなる取引の有無についてお伺いしたい。

(第 437 回企業会計基準委員会及び第 93 回リース会計専門委員会で聞かれた意見)

5. 前項の分析に対して主に次の意見が聞かれた。
 - (1) リース業における割賦販売取引は金融要素が強く、他の業種の割賦販売取引は取引日に販売益が生じるものが多いと思われる。実務では、税務上、リースとして適格でない取引を、割賦販売として契約を締結している例が多いと思われる。最終的に借手に所有権が移転する所有権移転リースと、完済まで所有権を売手に留保する割賦販売では、法形式は異なるが経済実態は同様と考えられる。したがって、所有権移転リースと割賦の会計処理を分ける必要はないように思われる。
 - (2) 通常、使用期間と支払期間が一致する取引がリース取引、基本的に一致しない取引が割賦取引であり、この本質的な違いは会計処理に反映させるべきと考えられる。

III. 事務局の分析及び提案

6. これまでの改正リース会計基準等の検討において、貸手のリースの会計処理については、収益認識基準の公表により割賦販売基準による収益認識が認められなくなったことを踏まえ(1)貸手が製造業者又は販売業者である場合のファイナンス・リー

スについては、貸手がリースの開始日に売上高と売上原価を計上することにより販売益を計上し、(2)その他のファイナンス・リースについては、当初測定において原資産の現金購入価額によりリース投資資産又はリース債権を計上し、事後はリース期間にわたり金融収益を計上する会計処理を提案している¹。

7. 第437回企業会計基準委員会及び第93回リース会計専門委員会における提案（本資料第4項の四角囲みの（分析））は、現在事務局が提案している前項の改正リース適用指針における内容とも整合的であると考えられ、次に記載する当該提案を基礎としてリース業の割賦販売に係る取扱いの改正を行うことが考えられる。

(1) リース業における販売型割賦取引については、製造業等が行う割賦販売取引と類似の性質を有することが多いと考えられる。販売型割賦取引において収益認識会計基準を適用するときは、販売時に割賦売上高と割賦原価を認識したうえで、販売益を認識することとなると考えられる。

(2) 他方、リース業における金融型割賦取引については、その金融取引的性質を強調する場合、金融取引としての会計処理を行うことになるものと考えられる。

8. 前項の提案に基づき、第437回企業会計基準委員会及び第93回リース会計専門委員会で識別されている次の論点（本資料第4項の四角囲みの第25項の各論点）について検討を行う。

- (1) 販売者としての利益部分の会計処理に割賦基準を適用すること

前項(1)のとおり、収益認識会計基準の公表により割賦販売基準が認められなくなったことを踏まえ、販売者としての利益部分の会計処理に割賦基準を適用する取扱いは削除することが考えられる。

- (2) 金利部分の会計処理に定額法を適用すること

業種別委員会報告第19号における現行の金利部分の取扱いは次のとおりである。

- ① 販売型割賦

利息法による期間配分を原則とし、リース会社の営業取引全体に比して販売型割賦取引の重要性が低いと判断された場合に例外的に定額法を認める。

- ② 金融型割賦

原則、利息法

¹ 改正リース適用指針の貸手の会計処理の文案イメージは別紙2参照。

現行のリース会計基準等においては、貸手が利息相当額を定額で配分する簡便的な取扱いの適用は、所有権移転ファイナンス・リース及び所有権移転外ファイナンス・リースにおいてリースを主たる事業としている企業には認められていない（リース適用指針第 59 項及び第 60 項）。改正リース会計基準等においても同様の定めとすることを提案している。

①業種別委員会報告第 19 号の対象である割賦販売取引が所有権移転外ファイナンス・リースよりも所有権移転ファイナンス・リースに近いこと、及び、②業種別委員会報告第 19 号の対象がリースを主たる営業目的としているリース会社であること（業種別委員会報告第 19 号 1.はじめに）から、リース会計基準等における定めを参照し、定額法による簡便的な取扱いは削除することが考えられるかどうか。

- (3) 金融型割賦において、割賦債権と繰延割賦未実現利益を両建計上し、割賦売上高と割賦販売現価を両建て計上すること

収益認識会計基準の公表により割賦販売基準が認められなくなったことを踏まえた前項(2)の分析のとおり、金融型割賦の金融取引的性質を強調すれば、金融取引としての会計処理を行うこととなり、割賦債権と繰延割賦未実現利益を両建計上し、割賦売上高と割賦販売現価を両建て計上する取扱いは削除することが考えられる。

この取扱いは、改正リース会計基準等において、製造業者又は販売業者以外の貸手に金融収益のみを計上する会計処理を提案していることとも整合する。

9. 次に、第 437 回企業会計基準委員会及び第 93 回リース会計専門委員会で識別されていない次の論点について検討を行う。

- (1) 販売型割賦において、金利部分に重要性がないために金利を販売者としての利益に含める処理

収益認識会計基準において、重要な金融要素の調整をしないことができるのは、財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点の間が 1 年以内であると見込まれる場合である。しかしながら、割賦販売取引においては、通常、財の顧客への移転時点と顧客が支払を行う時点は 1 年を超えるものと考えられる。

リース会計基準等においては、貸手において金利を販売益に含めてよいとする定めは置かれていない。

これらを考慮すると、リース取引を主たる営業目的とするリース会社が行う割

賦販売において、金利を販売益に含める処理は削除することが考えられるかどうか。

- (2) 販売型割賦において、利益部分に重要性がない取引を金融型割賦とみなして、販売者としての利益部分を金利部分に含める処理

現行のリース会計基準等においては、販売益がリース料に占める割合に重要性が乏しい場合、販売益を利息に含める処理が認められている（リース適用指針第56項及び第66項）。改正リース会計基準等においても同様の定めとすることを提案している。

収益認識会計基準等にはこのような定めは置かれていないが、業種別委員会報告第19号の対象がリース会社であることから、リース会計基準等を参照して、当該定めを存知することが考えられるかどうか。

10. なお、適用初年度の経過措置は、改正リース会計基準等における経過措置と整合させることが考えられる。改正リース会計基準等における経過措置は別途検討することを予定している。
11. 本資料第8項及び第9項の検討を反映した改正案は、別紙1のとおりである。

ディスカッション・ポイント

上記の考え方及び次頁以降の具体的な改正案についてご質問又はご意見を頂きたい。

以 上

別紙1 改正文案

日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第19号「リース業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(案)

(HPでは非公表)

別紙2 改正リース適用指針文案イメージ

(HPでは非公表)